

平成28年度 第1回生駒市環境審議会 会議録

1 開催日時 平成28年5月20日（金）14時00分～15時23分

2 開催場所 生駒市役所 4階 大会議室

3 審議事項

(1) 「生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（案）」について

(2) その他

(以下、敬称略)

4 会議出席者

会長 榎村久子

副会長 中西達也

委員 下村晴意 福中眞美 藤堂宏子 唐金吉弘 中田建彦

西岡英俊 矢田千鶴子 遊津隆義 濱崎文紀

事務局 平井克典 地域活力創生部長

吉岡源裕 市民部長

吉川和博 環境保全課長

川島健司 環境モデル都市推進課長

佐伯敏彦 環境保全課課長補佐

中川裕貴 環境保全課課長補佐

大窪奈都子 環境モデル都市推進課課長補佐

田所智 環境保全課環境保全係長

北里直之 環境モデル都市推進課地球温暖化対策係長

日和岳 環境保全課環境保全係員

竹田有希 環境モデル都市推進課地球温暖化対策係員

5 傍聴者 なし

14時00分 開会

6 審議内容

(1) 開会

(2) 会長あいさつ

環境関係では今日、色々な話題が挙がっている。国の政策等も順次発表されてくると思う。その都度考えて対応していきたい。

(3) 委員紹介

生駒市議会役員改選に伴い、企画総務委員会委員長の下村晴意様、市民文教委員会委員長の福中眞美様に委員として就任いただく。

(3) 審議事項

以下、発言要旨。

- 榎村久子会長** 会議の成立について事務局に報告を求める発言。
- 事務局** 会議の成立について報告。全委員14名のうち11名の出席により会議は成立。
- 榎村久子会長** 事務局に傍聴者の報告を求める発言。
- 事務局** 傍聴者はなし。
- 榎村久子会長** 案件1「『生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(案)』について」審議を宣告。
- 事務局** 事務局に説明を求める発言。
- 4月8日から5月9日までパブリックコメントを実施したが、意見はなかった旨報告。以後、資料1にそって条文の内容を説明。
- 周知期間を3ヶ月間設けて、平成28年10月1日から施行する予定。
- 榎村久子会長** 委員からの質問、意見を求める発言。
- 矢田千鶴子委員** 条例の中身ではなく運用上の話になるが、是正措置を出してから罰則が適用されるまでどのような経過を辿る予定か。参考情報として教えてもらいたい。
- 事務局** 無許可で行為を行っている場合、パトロールによって現場を見回る形で対処する。そのような行為を発見した場合は、条例の趣旨を説明し、中止してもらい、改めて申請書を出してもらう。
- 都市計画法の開発行為としての許可等が出ている中での違反行為については、所管である建築課や奈良県も当然動くことに加え、環境保全課としても情報をもらい、早めに行方を把握し、適切な対応ができればと思っている。
- 矢田千鶴子委員** 今の説明は、是正されるまでの話である。是正措置を出してから罰則に至るまでのプロセスについてはどのように考えているのかとの発言。
- 事務局** 勧告し、措置命令を出した上での罰則適用になるとの説明。
- 中西達也委員** 無許可で行為をしている人に指導を行い、後から申請書を出させて許可をするのか。第15条に抵触するのではないのかとの質問。
- 事務局** 行為を中止させ、現状復旧もしてもらうとの説明。
- 中西達也委員** 指導をしてきちんと処理をした上で、悪質性が認められず再度申請を出した場合、許可を出すことも有りうるということでもいいかとの質問。
- 事務局** そのような趣旨の発言であるとの回答。
- 遊津隆義委員** この条例は、既に埋め立てた土地については効力を持たないのかとの質問。
- 事務局** あくまで10月1日施行なので、それより以前に埋め立てられた案件については対象外となるとの回答。
- 榎村久子会長** そのような案件は多く存在するのかとの質問。
- 事務局** 生駒市では現在3箇所が問題になっているが、いずれのケースも県が許可を出して実施している。既に県が是正措置を講じていると聞いているので、生駒市としては、今後パトロールをして問題等があれば県に報告を行

うとの発言。

榎村久子会長

第39条の罰則について、罰金を払うのみで、土地の現状はそのままになってしまふのかとの質問。

事務局

罰金に加え、復旧も当然してもらふことになるとの回答。

榎村久子会長

悪質な場合は、復旧が難しいのではないかと発言。

中西達也委員

そういった場合は行政が対応することになるが、大事なのはそういったことに至らないようにすることである。今問題になっている茶畑については誰が見ても異常だとわかる。生駒市も同様のことをしていると原状回復で多大なお金がかかる。被害が大きくならないようにするのが今回の条例の目的であるため、そのようなことにはならないと信じているとの発言。

下村晴意委員

第4条で、土地所有者等の責務が盛り込まれている点が良いと思うが、災害については、人為的な災害と自然発生的災害があると思う。この条文の文言で十分なのかとの質問。

事務局

土地所有者については、自分の土地なので災害にならない形で対処してもらふ必要がある。埋め立て等を行い自然災害が起こる可能性が出てきたときに、そうならないように措置を講じることで防止してもらふ趣旨であるとの発言。

下村晴意委員

他の自治体の条例も確認したが、「不適正な埋立て等が行われないうように努めなければならない」という文言が入っていたところがあった。そういう文言を入れた方がよいのか気になったとの発言。

事務局

第2条で定義されている「埋立て等」により、「土壌の汚染及び災害が発生することのないようにしなければならない」となっているので、「努めなければならない」という表現よりも厳しくなっているのではないかと発言。

事務局

資料1の第8条5項について、途中で印刷がきれてしまっているが、正しくは「できる」であるとの発言。

中西達也委員

第4条について補足説明をしたい。第4条は第1項が抽象的な規定で第2項がとても具体的な内容になっている。この条例自体が特定事業もふくめての広い埋立て等について規定しているため、特定事業についての規定である第32条にも具体的な規定である第2項を入れることができず、このような構成になっている。第4条第1項はあくまで抽象的な努力義務規定と思ってもらえればよい。また、この条例は、埋立て全般を広くカバーし、特定事業に伴う埋立てを狭く深くおさえる構造になっている。そのことを整理してもらふと読みやすくなると思うとの発言。

事務局

第4条第1項が努力義務という話だったが、文末は「しなければならない」になっている。第3条第3項でも同じ表現が使われているが「しなければならない」だと義務規定になるのではないかと質問。

中西達也委員

努力義務という違和感があるが、第4条第1項に関しては、具体的な規定が無いので、抽象的な義務規定ということになるとの回答。

榎村久子会長

色々な自治体の条例を参考にしていると思うが、生駒市の特徴はどういうところかとの質問。

事務局

土地所有者にも責務を負わせている点が一番大きな特徴との回答。

- 榎村久子会長
事務局** 大変誇るべき点であり、進歩的な条例になっていると思うとの発言。
土地所有者にも責務を負わせないと、自分も被害者だということで逃げられるので、今回このような規定を入れて対応しているとの発言。
- 榎村久子会長
事務局** この後、どのような手順で条例になるのかとの質問。
**中西達也委員
事務局** 6月議会で上程し、議会の議決を経て10月から施行となるとの回答。
規則は概ねできているのかとの質問。
できているとの回答。
- 榎村久子会長
事務局** 周知期間における具体的な周知方法は決まっているのかとの質問。
建築課、管理課、土木課、経済振興課の協力を得てリーフレットを作成し、事業者に周知する。また、ホームページや広報紙にも掲載し、啓発を図っていくとの回答。
- 榎村久子会長
事務局** 案件1について審議を終了。
案件2「その他」について審議を宣告。
「奈良先端科学技術大学院大学遺伝子組換え植物の漏出事故」について資料2と参考資料1～5に沿って説明。
- 榎村久子会長
矢田千鶴子委員** 委員からの質問、意見を求める発言。
今回の件は、施設管理と出入りの運用に問題があったと思う。防止策として、「つけない、持ち込まない、持ち出さない、増やさない、最終的には殺す」を徹底する必要がある。食品管理はこういったことを徹底しているので、十分注意してもらえよう防止策をとってもらいたいと思うとの発言。
- 藤堂宏子委員** 昨日開催された生駒市学研高山地区環境保全対策委員会に出席し、同様の説明を受けた。シロイヌナズナは種が非常に小さいため、出入りするものにくっついて出たのであろう、ということであった。平成22年度にも遺伝子組換え植物の廃棄について不適正なケースがあり、対策を取られた後に現場を確認しに行った。今回も、環境保全対策委員会として、適切に管理しているか確認していきたいとの発言。
- 榎村久子会長
事務局** 遺伝子組換え植物が漏出したのは今回が初めてなのかとの質問。
平成22年度の案件は未処理のまま施設外で焼却処分したケースであるため、漏出ということであれば今回が初めてであるとの回答。
- 榎村久子会長
事務局** 漏出したのが植物であり、シロイヌナズナだったことが幸いだったと思う。「漏出した組換え体を作製したと考えられる研究室を特定するため、更なる解析を進めている」とあるが、これの意味がよくわからない。なぜ特定できないのかとの質問。
研究に使いやすい植物であるためほとんどの研究室がこの植物を使っていると聞いている。そのため、特定が難しいとの回答。
- 藤堂宏子委員** 昨日説明を聞いて私が理解している範囲で補足すると、どこでどのような遺伝子を組換えしたのか細かいところまで解析しないと特定できず、今その作業をしているということであったとの発言。
- 榎村久子会長
事務局** 大学院は、生駒市とも情報交換をしながら市民等へも説明をされていくことだと思うとの発言。
市民への周知については、大学院とよく話をしながら決めていく。特に

周辺に住んでいる市民は不安があると思うので、その点については、きちんと対応していこうと思っているとの発言。

**榎村久子会長
事務局**

今後の審議会開催時期等について説明を求める発言。

直近で予定している案件は無いので、生駒市の環境についてとりまとめた「環境白書」は10月～11月頃に報告することを予定しているとの発言。

榎村久子会長

審議会の閉会を宣告。

15時23分 閉会